

## 大泉町パブリックコメント手続実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続に関して基本的な事項を定め、町民等の町政への参画の機会を拡充するとともに、町の町民等に対する説明責任を果たし、より公正で透明性の高い開かれた町政の推進に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「パブリックコメント手続」とは、町の重要な政策等の策定過程において、政策等の目的、内容等を広く町民等に公表し、町民等からの意見（提案又は情報を含む。以下「意見等」という。）を求め、意見等を考慮して実施機関としての意思決定を行うとともに、寄せられた意見等に対する実施機関の考え方を公表する一連の手続をいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会及び農業委員会をいう。

3 この要綱において「町民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 町内に事務所又は事業所を有する個人又は法人
- (3) 町内の事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 町内の学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

### (対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象は、次に掲げるもの（以下「政策等」という。）とする。

- (1) 町の基本的な政策を定める計画及び個別の分野における施策の基本的な事項を定める計画の策定又は改定
- (2) 町の基本的な方針又は制度を定める条例の制定又は改廃
- (3) 町民等に義務を課し、又は権利を制限する条例（町税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃
- (4) 町民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例の制定又は改廃

- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が特に必要と認めるもの  
(適用除外)

第4条 次に掲げるものについては、この要綱の規定は適用しない。

- (1) 迅速若しくは緊急を要するもの又は軽微なもの
- (2) 法令等に同等な手続が定められているもの
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による直接請求により議会に付議するもの
- (4) 政策等を定める根拠となる法令等の規定の削除に伴い政策等の廃止をしようとするとき。

(政策等の案の公表等)

第5条 実施機関は、政策等を策定しようとするときは、最終的な意思決定を行う前の適切な時期に、政策等の案を公表するものとし、併せて次に掲げる資料を公表するものとする。

- (1) 政策等の案を作成した趣旨、目的、背景、経緯等
- (2) 政策等の案についての概要
- (3) その他参考となる資料

2 実施機関は、前項の規定により案を公表するときは、意見等の提出先、提出方法、提出期限等必要な事項を明示するものとする。

(公表の方法)

第6条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 町の広報紙への掲載
- (2) 町のホームページへの掲載
- (3) 実施機関が指定する場所での閲覧又は配布

2 前項の規定にかかわらず、実施機関が公表する政策等の案及び前条第1項各号に掲げる資料が相当量に及ぶ場合は、その概要を前項各号の方法により公表することとし、当該政策等の案及び当該資料の全体については、担当課等における閲覧のみとすることができる。

(意見等の募集)

第7条 実施機関は、政策等の案及び第5条第1項各号に掲げる資料の公表の日から原則として30日以上期間を設けて、政策等の案に対する意見等を募集する

ものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は緊急その他やむを得ない理由がある場合は、その理由を公表し、意見等の募集期間を30日未満とすることができる。
- 3 意見等の提出をしようとする町民等は、意見等並びに住所、氏名又は団体名、電話番号及びその他町民等であることを示す事項を記載し次に掲げる方法により、実施機関に提出するものとする。
  - (1) 郵便
  - (2) 電子メール
  - (3) ファクシミリ
  - (4) 実施機関が指定する場所への持参
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が適当と認める方法

(実施機関の意思決定に当たっての意見等の考慮)

第8条 実施機関は、前条第3項の規定により提出された意見等を考慮し、政策等の策定の意思決定を行うものとする。

- 2 実施機関は、前項の規定により意思決定を行ったときは、次に掲げる事項を公表するものとする。ただし、大泉町情報公開条例（平成10年大泉町条例第19号）第5条に規定する不開示情報に該当するものは除く。
  - (1) 提出された意見等の概要
  - (2) 提出された意見等に対する実施機関の考え方
  - (3) 政策等の案を修正した場合は当該修正内容及び理由
- 3 第6条の規定は、前項の規定による公表について準用する。

(実施状況の公表)

第9条 町長は、適宜パブリックコメント手続の実施状況を取りまとめ、町のホームページ等に掲載し、公表するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメント手続の実施に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、施行の日以降に実施機関が策定する政策等について適用し、この要綱の施行の際現に立案過程にある政策等については、適用しない。ただし、実施機関において必要があると認めるときは、この限りではない。